

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の制定

目 次	
1 制度創設の経緯・趣旨……………	645
2 法律の概要……………	645
3 法令の内容……………	646
4 施行・適用関係……………	686

1 制度創設の経緯・趣旨

租税特別措置には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されるとの指摘もあります。

このような状況の下、鳩山前内閣総理大臣から税制調査会に対して、「既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みを目指す観点から、租税特別措置をゼロベースから見直すための具体的方策を策定すること」との諮問(平成21年10月8日)がされました。

そこで、租税特別措置の抜本的な見直しを進めるに当たり問題となるのが、現行の租税特別措置の中に、その適用実績の把握や効果の検証が十分なされていないものが少なからずあることです。租税特別措置は、前述のとおり、特定の者に税負担の軽減という経済的な利益を与えるという意味で補助金と同じ機能を果たすものであり、外国では「租税歳出」とも呼ばれています。こうした租

税特別措置がどのように利用され、どのような効果を生じているかは、補助金と併せて、透明でなければなりません。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、この通常国会において「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)」が制定され、以下の関係政省令とともに、平成22年3月31日(一部改正省令は同年4月12日)に公布されています。

- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成22年政令第67号)
- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(平成22年財務省令第22号)
- ・ 法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成22年財務省令第33号)

2 法律の概要

上記1の経緯・趣旨を踏まえ、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(以下「租特透明化法」といいます。)は、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています(透明化法1)。

そして、この目的にある適用実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置と

して、租特透明化法には次の三つの仕組みが規定されています。

- (1) 適用額明細書に記載されている事項の集計等による適用件数、適用額その他の事項を把握する適用実態調査
 - (2) 適用実態調査により明らかとなった適用件数、適用額その他の事項等その結果の国会への報告
 - (3) 適用実態調査により得た適用状況に関する情報の各特例措置に係る各府省への提供
- こうした租特透明化法の施行により、今後は、各租税特別措置の適用状況が明らかとなり、その効果が検証されることによって、租税特別措置の適宜、適切な見直しが行われることが期待されています。

3 法令の内容

租特透明化法及びその関係政省令の詳細は、次のとおりです。

(1) 租特透明化法の対象

租特透明化法は、目的にも掲げているように「租税特別措置」を対象とするものですが、租特透明化法における租税特別措置とは、内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又は内国税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた内国税に関する法律の特例で、租税特別措置法の規定により規定されたものとされています（透明化法2①一）。

すなわち、内国税とあるのは所得税、法人税、相続税等といった各税のことであり、これらの各税に関する法律で原則を定めた部分に対して例外的に定めた措置・特例等としては、税法以外の法律に設けられた課税の特例や阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のように課税の特例を設けるために制定されたものなど様々なものが存在しますが、このうち、対象となる租税特別措置は、租税特別措置法で規定されたものに限られています。

ただし、租税特別措置法で規定された措置・特例等のすべてが対象となるのではなく、適用実態調査の目的に馴染まないものとして、税務署長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定等を除くこととされています（透明化法2①一）。その除かれる具体的な措置は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第1条に租税特別措置法の条番号等が規定されています。

(参考) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（抜粋）

（適用対象から除かれる措置）

第1条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第3条から第3条の3まで、第8条から第8条の3まで、第9条、第9条の2、第9条の3の2から第9条の6まで、第10条の6、第19条、第27条の2、第31条、第32条、第36条、第37条の10、第37条の11の3から第37条の12まで、第37条の14の2、第37条の14の3、第37条の16、第38条、第40条の4から第40条の9まで、第41条の4、第41条の4の2、第41条の6、第41条の9から第41条の12まで、第41条の14、第41条の15の2、第41条の20、第42条及び第42条の3の規定

二 措置法第42条の11、第53条、第65条の6、第66条の3から第66条の9の5まで、第67条の12、第67条の13、第67条の17（第4項及び第5項に限る。）、第68条の2の3、第68条の3、第68条の3の4、第68条の6、第68条の15、第68条の42、第68条の77、第68条の87から第68条の93の5まで、第68条の105の2、第68条の105の3及び第68条の109の2の規定

三 措置法第69条の2、第69条の3、第70条の5、第70条の7の3及び第70条の8から第70条の13までの規定

四 措置法第84条の6の規定

五 措置法第86条の4及び第88条の6の規定

六 措置法第7章の規定

七 措置法第8章の規定

この結果、租特透明化法の対象となる租税特別措置は、内国税の負担を軽減すること等により、特定の行政目的を実現させるために租税特別措置法に規定されている措置又は特例であり、例えば、税額控除、特別償却等がこれに該当します。このような租税特別措置は、公平性といった租税の原則に対する例外として、継続的にその実態を明らかにし、経済社会の変化に応じて絶えず見直しを行う必要があることから、租特透明化法の対象とされているものです。

(2) 適用実態調査の実施

租特透明化法は、租税特別措置について適用の実態を把握するための調査をその目的の中心的役割を果たす一つの仕組みとして位置付けています。

租特透明化法においては、適用実態調査として、租税特別措置の適用を受ける納税者にその適用状況につき明細書に記載、提出を求め、これを集計することにより実施する調査と支払調書や行政機関等の有する資料を利用して行う調査の二つの調査が定められています。これは、納税者の事務負担、調査の実施可能性等を踏まえつつ、必要な租税特別措置の適用実態を把握する必要があると考えられることから二つの方法が定められているものです。

① 適用額明細書を利用する適用実態調査

財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用の実態を調査することとされています（透明化法4①）。

ただし、後述「(3) 適用額明細書の提出義務」にあるように、この適用額明細書は、法人税申告書の一部を構成することとされており、事務の効率化等の観点から国税庁長官に委任されています（透明化法10、透明化令3）。

この調査の対象となる法人税関係特別措置とは、租税特別措置のうち租税特別措置法第3章の規定によるもの（透明化法2①二）のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等に限定されています（透明化法3①）。つまり、交際費の損金不算入制度といった通常法人税の負担を増加させるもの等は、この調査の対象から除かれることとなります。

（注）詳細は、「(3) 適用額明細書の提出義務」を参照して下さい。

適用額明細書とは、法人税申告書を提出する法人が、当該法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額その他の法人税関係特別措置の適用の状況の透明化を図るために必要な事項を記載した一覧表をいうこととされています（透明化法2①八）。具体的な記載事項は、次のとおりです（透明化規則3①）。

イ その法人の名称及び納税地（その納税地と本店又は主たる事務所の所在地が異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地となります。）

ロ 事業年度又は連結事業年度の開始の日及び終了の日

ハ その法人の行う事業の属する業種

ニ 資本金の額又は出資金の額

ホ 所得の金額又は欠損金額

ヘ 法人税関係特別措置に関する次の事項

(イ) 租税特別措置法の条項

(ロ) その適用額

この適用額明細書を用いた適用実態調査は、具体的には、これらの記載事項について、法人税関係特別措置ごとの適用者数及び適用額の総額並びにこれらの業種別、資本金階級別

又は所得階級別といった法人の属性別の数を集計することにより行われることとされています（透明化規則4②）。

また、適用額とは、各法人税関係特別措置の適用を受けた法人がその適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他の金額をいうこととされています（透明化法2①七）。ただし、適用の状況を把握することができるものが措置によって様々ですので、具体的には、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第2条において、法人税関係特別措置ごとに定められています。

（参考） 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（抜粋）

（適用額）

第2条 法第2条第1項第7号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第42条の3の2第1項又は第2項の規定 これらの規定の適用を受ける事業年度の所得の金額のうち年800万円（当該事業年度が1年に満たない場合には、800万円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下の金額

二 措置法第42条の4第1項から第3項まで、第6項若しくは第7項（措置法第42条の4の2第1項、第2項又は第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第9項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第42条の11第1項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

三 措置法第42条の5第1項から第3項まで又は第6項の規定 次に掲げる区分に

応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第42条の5第1項又は第6項の規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第42条の5第2項又は第3項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第42条の11第1項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

四 措置法第42条の6第1項から第3項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第42条の6第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第42条の6第2項又は第3項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第42条の11第1項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

五 措置法第42条の7第1項から第3項まで又は第5項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第42条の7第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第42条の7第2項、第3項又は第5項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第42条の11第1項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

六 措置法第42条の9第1項又は第2項の規定 これらの規定により各事業年度の

- 所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第42条の11第1項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
- 七 措置法第42条の10第1項から第3項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第42条の10第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- ロ 措置法第42条の10第2項又は第3項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第42条の11第1項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
- 八 措置法第43条第1項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第43条第1項の表の第1号の中欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額
- ロ 措置法第43条第1項の表の第2号の中欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額
- 九 措置法第43条の2第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 十 措置法第44条第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 十一 措置法第44条の2第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 十二 措置法第44条の3第1項から第3項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
- 十三 措置法第44条の4第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 十四 措置法第44条の5第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 十五 措置法第45条第1項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第45条第1項の表の第1号の第3欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額
- ロ 措置法第45条第1項の表の第2号の第3欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額
- ハ 措置法第45条第1項の表の第3号の第3欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額
- ニ 措置法第45条第1項の表の第4号の第3欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額
- 十六 措置法第45条の2第1項から第3項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
- 十七 措置法第46条第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 十八 措置法第46条の2第1項又は第2項の規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
- 十九 措置法第46条の3第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 二十 措置法第46条の4第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 二十一 措置法第47条第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 二十二 措置法第47条の2第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 二十三 措置法第48条第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 二十四 措置法第52条第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

- 二十五 措置法第52条の2第1項又は第4項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算されたこれらの規定に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額
- 二十六 措置法第52条の3第1項から第3項まで、第11項又は第12項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 二十七 措置法第55条第1項又は第9項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 二十八 措置法第55条の5第1項又は第7項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 二十九 措置法第55条の6第1項又は第9項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 三十 措置法第55条の7第1項又は第7項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 三十一 措置法第56条第1項又は第10項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 三十二 措置法第57条の3第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 三十三 措置法第57条の4第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 三十四 措置法第57条の5第1項又は第12項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 三十五 措置法第57条の6第1項又は第8項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 三十六 措置法第57条の8第1項又は第10項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 三十七 措置法第57条の9第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 三十八 措置法第57条の10第3項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法（昭和40年法律第34号）第52条第2項に規定する100分の116に相当する金額
- 三十九 措置法第58条第1項、第2項又は第9項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 四十 措置法第59条第1項又は第2項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 四十一 措置法第59条の2第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 四十二 措置法第60条第1項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第60条第1項の表の第1号の下欄に掲げる事業 法人が当該事業に係る所得の金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額
- ロ 措置法第60条第1項の表の第2号の下欄に掲げる事業 法人が当該事業に係る所得の金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額
- ハ 措置法第60条第1項の表の第3号の下欄に掲げる事業 法人が当該事業に係る所得の金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額
- 四十三 措置法第61条第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 四十四 措置法第61条の2第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 四十五 措置法第61条の3第1項の規定

- 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 四十六 措置法第64条第1項又は第8項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 四十七 措置法第64条の2第1項、第2項、第7項又は第8項の規定 同条第1項若しくは第2項の規定により損金の額に算入される金額、同条第7項において準用する措置法第64条第1項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第64条の2第8項において準用する措置法第64条第8項の規定により損金の額に算入される金額
- 四十八 措置法第65条第1項又は第5項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 四十九 措置法第65条の2第1項、第2項又は第7項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 五十 措置法第65条の3第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 五十一 措置法第65条の4第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 五十二 措置法第65条の5第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 五十三 措置法第65条の5の2第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 五十四 措置法第65条の7第1項又は第9項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 五十五 措置法第65条の8第1項、第2項、第7項又は第8項の規定 同条第1項若しくは第2項の規定により損金の額に算入される金額、同条第7項において準用する措置法第65条の7第1項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第65条の8第8項において準用する措置法第65条の7第9項の規定により損金の額に算入される金額
- 五十六 措置法第65条の9の規定 同条に規定する交換をした場合における措置法第65条の7又は第65条の8の規定により損金の額に算入される金額
- 五十七 措置法第65条の10第1項又は第4項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 五十八 措置法第65条の11第1項又は第4項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 五十九 措置法第65条の12第1項、第3項、第8項又は第9項の規定 同条第1項若しくは第3項の規定により損金の額に算入される金額、同条第8項において準用する措置法第65条の11第1項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第65条の12第9項において準用する措置法第65条の11第4項の規定により損金の額に算入される金額
- 六十 措置法第65条の13第1項又は第4項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 六十一 措置法第65条の14第1項、第3項、第8項又は第9項の規定 同条第1項若しくは第3項の規定により損金の額に算入される金額、同条第8項において準用する措置法第65条の13第1項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第65条の14第9項において準用する措置法第65条の13第4項の規定により損金の額に算入される金額
- 六十二 措置法第66条第1項又は第4項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 六十三 措置法第66条の2第1項又は第7項の規定 これらの規定により損金の額

- に算入される金額
- 六十四 措置法第66条の10第1項の規定
同項の規定により損金の額に算入される金額
- 六十五 措置法第66条の11第1項の規定
同項の規定により損金の額に算入される金額
- 六十六 措置法第66条の11の2第1項又は第2項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第66条の11の2第1項の規定
同項の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第46条第1項の規定により法人税法第2条第6号に規定する公益法人等とみなされた措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の法人税法第37条第5項の規定により寄附金の額とみなされた金額
- ロ 措置法第66条の11の2第2項の規定
法人が支出した同項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額
- 六十七 措置法第67条第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 六十八 措置法第67条の2第1項の規定
その事業年度の所得の金額
- 六十九 措置法第67条の3第1項の規定
同項の規定により損金の額に算入される金額
- 七十 措置法第67条の4第1項から第5項まで、第9項又は第10項の規定 同条第1項の規定により損金の額に算入される金額、同条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）若しくは第3項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額又は同条第4項若しくは第5項の規定により損金の額に算入される金額
- 七十一 措置法第67条の5第1項の規定
同項の規定により損金の額に算入される金額
- 七十二 措置法第67条の6第1項の規定
同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額
- 七十三 措置法第67条の7第1項の規定
同項の規定の適用を受ける同項に規定する特別利子の額
- 七十四 措置法第67条の14第1項の規定
同項の規定により損金の額に算入される金額
- 七十五 措置法第67条の15第1項の規定
同項の規定により損金の額に算入される金額
- 七十六 措置法第68条の3の2第1項又は第9項の規定 同条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額
- 七十七 措置法第68条の3の3第1項又は第9項の規定 同条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額
- 七十八 措置法第68条の8第1項又は第2項の規定 これらの規定の適用を受ける連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。以下同じ。）の金額のうち年800万円（その連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下同じ。）の法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度が1年に満たない場合には、800万円を12で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下の金額
- 七十九 措置法第68条の9第1項から第3項まで、第6項若しくは第7項（措置法第68条の9の2第1項、第2項又は第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第9項の規定 これらの規

- 定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（措置法第68条の9第1項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第68条の15第1項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
- 八十 措置法第68条の10第1項から第3項まで又は第6項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第68条の10第1項又は第6項の規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
- ロ 措置法第68条の10第2項又は第3項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第2項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第68条の15第1項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
- 八十一 措置法第68条の11第1項から第3項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第68条の11第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- ロ 措置法第68条の11第2項又は第3項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第2項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第68条の15第1項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
- 八十二 措置法第68条の12第1項から第3項まで又は第5項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第68条の12第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- ロ 措置法第68条の12第2項、第3項又は第5項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第2項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第68条の15第1項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
- 八十三 措置法第68条の13第1項又は第2項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第1項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第68条の15第1項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
- 八十四 措置法第68条の14第1項から第3項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第68条の14第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- ロ 措置法第68条の14第2項又は第3項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第2項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第68条の15第1項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
- 八十五 措置法第68条の16第1項の規定

- 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第68条の16第1項の表の第1号の中欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額
- ロ 措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額
- 八十六 措置法第68条の17第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 八十七 措置法第68条の19第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 八十八 措置法第68条の20第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 八十九 措置法第68条の21第1項から第3項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
- 九十 措置法第68条の24第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 九十一 措置法第68条の26第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 九十二 措置法第68条の27第1項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第45条第1項の表の第1号の第3欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る措置法第68条の27第1項に規定する特別償却限度額
- ロ 措置法第45条第1項の表の第2号の第3欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る措置法第68条の27第1項に規定する特別償却限度額
- ハ 措置法第45条第1項の表の第3号の第3欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る措置法第68条の27第1項に規定する特別償却限度額
- ニ 措置法第45条第1項の表の第4号の第3欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る措置法第68条の27第1項に規定する特別償却限度額
- 九十三 措置法第68条の29第1項から第3項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
- 九十四 措置法第68条の30第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 九十五 措置法第68条の31第1項又は第2項の規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
- 九十六 措置法第68条の32第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 九十七 措置法第68条の33第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 九十八 措置法第68条の34第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 九十九 措置法第68条の35第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百 措置法第68条の36第1項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百一 措置法第68条の38第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百二 措置法第68条の40第1項又は第4項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算されたこれらの規定に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額
- 百三 措置法第68条の41第1項から第3項まで、第11項又は第12項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百四 措置法第68条の43第1項又は第8項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百五 措置法第68条の44第1項又は第6項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百六 措置法第68条の45第1項又は第8項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

- 百七 措置法第68条の46第1項又は第6項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百八 措置法第68条の48第1項又は第9項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百九 措置法第68条の53第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百十 措置法第68条の54第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百十一 措置法第68条の55第1項又は第13項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百十二 措置法第68条の56第1項又は第9項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百十三 措置法第68条の58第1項又は第9項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百十四 措置法第68条の58の2第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百十五 措置法第68条の59第3項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第52条第2項に規定する100分の116に相当する金額
- 百十六 措置法第68条の61第1項、第2項又は第8項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百十七 措置法第68条の62第1項又は第2項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百十八 措置法第68条の62の2第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百十九 措置法第68条の63第1項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第68条の63第1項の表の第1号の下欄に掲げる事業 同項に規定する連結法人が当該事業に係る所得の金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額
- ロ 措置法第68条の63第1項の表の第2号の下欄に掲げる事業 同項に規定する連結法人が当該事業に係る所得の金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額
- ハ 措置法第68条の63第1項の表の第3号の下欄に掲げる事業 同項に規定する連結法人が当該事業に係る所得の金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百二十 措置法第68条の64第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百二十一 措置法第68条の65第1項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百二十二 措置法第68条の70第1項又は第7項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百二十三 措置法第68条の71第1項、第3項、第8項又は第9項の規定 同条第1項若しくは第3項の規定により損金の額に算入される金額、同条第8項において準用する措置法第68条の70第1項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第68条の71第9項において準用する措置法第68条の70第7項の規定により損金の額に算入される金額
- 百二十四 措置法第68条の72第1項又は第5項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百二十五 措置法第68条の73第1項、第2項又は第7項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百二十六 措置法第68条の74第1項の規定

- 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百二十七 措置法第68条の75第1項の規定
同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百二十八 措置法第68条の76第1項の規定
同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百二十九 措置法第68条の76の2第1項の規定
同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百三十 措置法第68条の78第1項又は第9項の規定
これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百三十一 措置法第68条の79第1項、第3項、第8項又は第9項の規定
同条第1項若しくは第3項の規定により損金の額に算入される金額、同条第8項において準用する措置法第68条の78第1項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第68条の79第9項において準用する措置法第68条の78第9項の規定により損金の額に算入される金額
- 百三十二 措置法第68条の80の規定
同条に規定する交換をした場合における措置法第68条の78又は第68条の79の規定により損金の額に算入される金額
- 百三十三 措置法第68条の81第1項又は第4項の規定
これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百三十四 措置法第68条の82第1項又は第4項の規定
これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百三十五 措置法第68条の83第1項、第4項、第9項又は第10項の規定
同条第1項若しくは第4項の規定により損金の額に算入される金額、同条第9項において準用する措置法第68条の82第1項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第68条の83第10項において準用する措置法第68条の82第4項の規定により損金の額に算入される金額
- 百三十六 措置法第68条の84第1項又は第4項の規定
これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百三十七 措置法第68条の85第1項、第4項、第9項又は第10項の規定
同条第1項若しくは第4項の規定により損金の額に算入される金額、同条第9項において準用する措置法第68条の84第1項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第68条の85第10項において準用する措置法第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される金額
- 百三十八 措置法第68条の85の3第1項又は第4項の規定
これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百三十九 措置法第68条の85の4第1項又は第7項の規定
これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百四十 措置法第68条の94第1項の規定
同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百四十一 措置法第68条の95第1項の規定
同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百四十二 措置法第68条の96第1項の規定
連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）にある連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）が支出した同項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額
- 百四十三 措置法第68条の99第1項の規定
同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百四十四 措置法第68条の100第1項の規定
その連結事業年度の連結所得の金額

百四十五 措置法第68条の101第1項の規定

同項の規定により損金の額に算入される金額

百四十六 措置法第68条の102第1項から第

4項まで、第6項、第10項又は第11項の規定 同条第1項の規定により損金の額に算入される金額、同条第2項（同条第10項において準用する場合を含む。）若しくは第3項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額又は同条第4項若しくは第6項の規定により損金の額に算入される金額

百四十七 措置法第68条の102の2第1項の

規定 同項の規定により損金の額に算入

される金額

百四十八 措置法第68条の103の規定 同条の規定の適用を受ける同条に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額

百四十九 措置法第68条の104第1項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特別利子の額

なお、適用額明細書の様式は、単体申告用の様式第一と連結申告用の様式第二が定められています（透明化法11、透明化規則3②・様式一・二）が、国税庁長官は、これらを必要に応じて変更することができることとされています（透明化規則3③）。

記載要領

- 1 この様式は、法人が各事業年度の所得に対する法人税につき法人税関係特別措置の適用を受ける場合に記載すること。
- 2 「事業種目」の欄は、法人の行う主たる事業の属する業種について、次の表の事業種目の欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」の欄は、当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載すること。

事業種目	業種番号	事業種目	業種番号	事業種目	業種番号
食料品製造業	01	光学機械器具等製造業	27	倉庫業	65
製糸、紡績、ねん糸業	02	時計、部品品製造業	28	放送業、電信業又は電話業	66
織物業	03	その他の製造業	29	電気供給業	67
ニット製造業	04	飲食料品卸売業	31	ガス業又は熱供給業	68
染色整理業	05	繊維品卸売業	32	その他の運輸業、運輸附帯サービス業又は水道業	69
その他の繊維工業	06	建築材料卸売業	33	対個人サービス業	71
衣服、その他の繊維製品製造業	07	家具、建具、じゅう器卸売業	34	対事業所サービス業	72
木材、木製品製造業	08	医薬品、化粧品卸売業	35	映画業	73
家具、装備品製造業	09	機械器具卸売業	36	娯楽業	74
パルプ、紙、紙製品製造業	10	鉱物、金属材料卸売業	37	その他のサービス業	75
新聞業、出版業又は印刷業	11	貿易業	38	自動車修理業	76
化学工業	12	その他の卸売業	39	その他の修理業	77
石油製品製造業	13	飲食料品小売業	41	料理・飲食店業	78
石炭製品製造業	14	織物小売業	42	旅館業	79
ゴム製品製造業	15	衣服、身の回り品小売業	43	農林業	81
皮革、同製品製造業	16	家具、建具、じゅう器小売業	44	漁業又は水産養殖業	82
窯業又は土石製品製造業	17	医薬品、化粧品小売業	45	金属鉱業	83
鉄鋼業	18	百貨店	46	石炭鉱業	84
非鉄金属製造業	19	趣味・娯楽用品等小売業	47	原油・天然ガス鉱業	85
金属製品製造業	20	その他の小売業	49	非金属鉱業	86
機械製造業	21	総合建設業	51	銀行、信託業	87
産業用電気機械器具製造業	22	職別建設業	52	その他の金融業	88
民生用電気機械器具電球製造業	23	鉄道業	61	証券、商品取引業	89
通信機械器具製造業	24	道路旅客運送業	62	保険、保険サービス業	90
輸送用機械器具製造業	25	道路貨物運送業	63	不動産業	91
理化学機械器具等製造業	26	水運業	64	その他の産業	99

- 3 「所得金額又は欠損金額」の欄は、法人の法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表一（一）「1」、別表一（二）「1」又は別表一（三）「1」の金額を記載すること。
- 4 「租税特別措置法の条項」の欄は、法人が適用を受ける法人税関係特別措置の次の表の租税特別措置法の条項の欄に掲げる条項を記載すること。この場合において、「区分番号」の欄には当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」の欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載すること。

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2第1項の表の第1号	00001	法人税法施行規則（以下この号において「法規」という。）別表一（一）「30」の欄の金額
	第42条の3の2第1項の表の第2号	00002	法規別表一（一）「30」の欄の金額
	第42条の3の2第1項の表の第3号	00003	法規別表一（二）「28」の欄の金額
	第42条の3の2第1項の表の第4号	00004	法規別表一（三）「27」の欄の金額
	第42条の3の2第2項	00005	法規別表一（二）「24」の欄の金額
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第42条の4第1項	00006	法規別表六（六）「11」の欄の金額
	第42条の4第2項	00007	法規別表六（六）「18」の欄の金額
	第42条の4第3項	00008	法規別表六（六）「26」の欄の金額
	第42条の4第6項	00009	法規別表六（七）「7」の欄の金額
	第42条の4第7項	00010	法規別表六（七）「15」の欄の金額
	第42条の4第9項第1号	00011	法規別表六（八）「19」の欄の金額
	第42条の4第9項第2号	00012	法規別表六（八）「19」の欄の金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号（償却費）	00013	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第42条の5第6項（償却費）（同条第1項第1号）	00014	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第1号）	00015	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第1号）	00016	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第42条の5第1項第2号（償却費）	00017	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額

第42条の5第6項（償却費）（同条第1項第2号）	00018	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第2号）	00019	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第2号）	00020	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第42条の5第1項第3号（償却費）	00021	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第42条の5第6項（償却費）（同条第1項第3号）	00022	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第3号）	00023	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第3号）	00024	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第42条の5第1項第4号（償却費）	00025	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第42条の5第6項（償却費）（同条第1項第4号）	00026	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第4号）	00027	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第4号）	00028	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特 別控除	第42条の5第2項	00029	法規別表六(十)「17」の欄の金額
	第42条の5第3項	00030	法規別表六(十)「22」の欄の金額
中小企業者等が機械等 を取得した場合の特 別償却	第42条の6第1項第1号(償却費)	00031	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第1号)	00032	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第1号)	00033	法規別表十六(九)「9」の欄の金額(同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額)
	第42条の6第1項第2号(償却費)	00034	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第2号)	00035	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第2号)	00036	法規別表十六(九)「9」の欄の金額(同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額)
	第42条の6第1項第3号(償却費)	00037	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第3号)	00038	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第3号)	00039	法規別表十六(九)「9」の欄の金額(同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額)
	第42条の6第1項第4号(償却費)	00040	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額

	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の6第1項第4号）	00041	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の6第1項第4号）	00042	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の6第2項	00043	法規別表六（十一）「16」の欄の金額
	第42条の6第3項	00044	法規別表六（十一）「21」の欄の金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第42条の7第1項第1号（償却費）	00045	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第1号）	00046	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第1号）	00047	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第42条の7第1項第2号（償却費）	00048	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第2号）	00049	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第2号）	00050	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第42条の7第1項第3号（償却費）	00051	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第3号）	00052	法規別表十六（九）「20」の欄の金額

第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第3号）	00053	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第42条の7第1項第4号（償却費）	00054	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第4号）	00055	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第4号）	00056	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第42条の7第1項第5号（償却費）	00057	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第5号）	00058	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第5号）	00059	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第42条の7第1項第6号（償却費）	00060	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第6号）	00061	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第6号）	00062	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第42条の7第1項第7号（償却費）	00063	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額

	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第7号）	00064	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第7号）	00065	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第42条の7第1項第8号（償却費）	00066	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第8号）	00067	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の7第1項第8号）	00068	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
事業基盤強化設備等 取得した場合等の法人 税額の特別控除	第42条の7第2項	00069	法規別表六（十四）「16」の欄の金額
	第42条の7第3項	00070	法規別表六（十四）「21」の欄の金額
	第42条の7第5項	00071	法規別表六（十四）「31」の欄の金額
沖縄の観光振興地域に おいて工業用機械等を 取得した場合の法人税 額の特別控除	第42条の9第1項の表の第1号	00072	法規別表六（十七）「18」の欄の金額
	第42条の9第2項	00073	法規別表六（十七）「23」の欄の金額
沖縄の情報通信産業振 興地域において工業用 機械等取得した場合 の法人税額の特別控除	第42条の9第1項の表の第2号	00074	法規別表六（十七）「18」の欄の金額
	第42条の9第2項	00075	法規別表六（十七）「23」の欄の金額
沖縄の産業高度化地域 において工業用機械等 を取得した場合の法人 税額の特別控除	第42条の9第1項の表の第3号	00076	法規別表六（十七）「18」の欄の金額
	第42条の9第2項	00077	法規別表六（十七）「23」の欄の金額
沖縄の自由貿易地域及 び特別自由貿易地域に おいて工業用機械等を 取得した場合の法人税 額の特別控除	第42条の9第1項の表の第4号	00078	法規別表六（十七）「18」の欄の金額
	第42条の9第2項	00079	法規別表六（十七）「23」の欄の金額

沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9第1項の表の第5号	00080	法規別表六（十七）「18」の欄の金額
	第42条の9第2項	00081	法規別表六（十七）「23」の欄の金額
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取 得した場合の特別償却	第42条の10第1項（償却費）	00082	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00083	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00084	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取 得した場合の法人税額の特別控除	第42条の10第2項	00085	法規別表六（十八）「16」の欄の金額
	第42条の10第3項	00086	法規別表六（十八）「21」の欄の金額
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項の表の第1号（償却費）	00087	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00088	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00089	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
船舶の特別償却	第43条第1項の表の第2号（償却費）	00090	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00091	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00092	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第43条の2第1項（償却費）	00093	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00094	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00095	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
地震防災対策用資産の特別償却	第44条第1項（償却費）	00096	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00097	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00098	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第44条の2第1項（償却費）	00099	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00100	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00101	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
事業革新設備等の特別償却	第44条の3第1項（償却費）	00102	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第44条の3第1項）	00103	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	法規別表十六（九）「20」の欄の金額	00104	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）

	第44条の3第2項（償却費）	00105	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第44条の3第2項）	00106	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第44条の3第2項）	00107	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第44条の3第3項（償却費）	00108	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第44条の3第3項）	00109	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第44条の3第3項）	00110	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
共同利用施設の特別償却	第44条の4第1項（償却費）	00111	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00112	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00113	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	第44条の5第1項（償却費）	00114	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00115	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00116	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）

特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項の表の第1号イ（償却費）	00117	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第45条第1項の表の第1号イ）	00118	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第45条第1項の表の第1号イ）	00119	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第45条第1項の表の第1号ロ（償却費）	00120	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第45条第1項の表の第1号ロ）	00121	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第45条第1項の表の第1号ロ）	00122	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第45条第1項の表の第1号ハ（償却費）	00123	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第45条第1項の表の第1号ハ）	00124	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第45条第1項の表の第1号ハ）	00125	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第45条第1項の表の第1号ニ（償却費）	00126	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第45条第1項の表の第1号ニ）	00127	法規別表十六（九）「20」の欄の金額	

	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第45条第1項の表の第1号二）	00128	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等 を取得した場合の特別 償却	第45条第1項の表の第2号（償却費）	00129	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00130	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00131	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
沖縄の自由貿易地域及 び特別自由貿易地域に おいて工業用機械等 を取得した場合の特別償 却	第45条第1項の表の第3号（償却費）	00132	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00133	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00134	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
沖縄の離島地域におけ る旅館業用建物等の特 別償却	第45条第1項の表の第4号（償却費）	00135	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00136	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00137	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
医療用機器等の特別償 却	第45条の2第1項第1号（償却費）	00138	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第45条の2第1項第1号）	00139	法規別表十六（九）「20」の欄の金額

第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第45条の2第1項第1号）	00140	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第45条の2第1項第2号（償却費）	00141	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第45条の2第1項第2号）	00142	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第45条の2第1項第2号）	00143	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第45条の2第1項第3号（償却費）	00144	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第45条の2第1項第3号）	00145	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第45条の2第1項第3号）	00146	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第45条の2第2項（償却費）	00147	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第45条の2第2項）	00148	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第45条の2第2項）	00149	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第45条の2第3項（償却費）	00150	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第45条の2第3項）	00151	法規別表十六（九）「20」の欄の金額

	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第45条の2第3項）	00152	法規別表十六(九)「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第46条第1項（償却費）	00153	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00154	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00155	法規別表十六(九)「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第46条の2第1項（償却費）	00156	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第46条の2第1項）	00157	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第46条の2第1項）	00158	法規別表十六(九)「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第46条の2第2項の表の第1号（償却費）	00159	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第46条の2第2項の表の第1号）	00160	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第46条の2第2項の表の第1号）	00161	法規別表十六(九)「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第46条の2第2項の表の第2号（償却費）	00162	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第46条の2第2項の表の第2号）	00163	法規別表十六(九)「20」の欄の金額

	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第46条の2第2項の表の第2号）	00164	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第46条の2第2項の表の第3号（償却費）	00165	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第46条の2第2項の表の第3号）	00166	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第46条の2第2項の表の第3号）	00167	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第46条の2第2項の表の第4号（償却費）	00168	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第46条の2第2項の表の第4号）	00169	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第46条の2第2項の表の第4号）	00170	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の3第1項（償却費）	00171	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00172	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00173	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
事業所内託児施設等の割増償却	第46条の4第1項（償却費）	00174	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00175	法規別表十六（九）「20」の欄の金額

	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00176	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第47条第1項（償却費）	00177	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00178	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00179	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
特定再開発建築物等の割増償却	第47条の2第1項（償却費）	00180	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00181	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00182	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
倉庫用建物等の割増償却	第48条第1項（償却費）	00183	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00184	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00185	法規別表十六（九）「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
植林費の損金算入の特例	第52条第1項	00186	法規別表十（七）「25」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	第52条の2第1項（特別償却不足額）又は第4項（合併等特別償却不足額）	00187	法規別表十六（一）「33」の欄、別表十六（二）「37」の欄、別表十六（三）「33」の欄、別表十六（四）「29」の欄又は別表十六（五）「31」の欄の金額

海外投資等損失準備金	第55条第1項の表の第1号又は第9項（同号に係る部分に限る。）	00188	法規別表十二（一）「20」の欄の金額
	第55条第1項の表の第2号又は第9項（同号に係る部分に限る。）	00189	法規別表十二（一）「20」の欄の金額
	第55条第1項の表の第3号又は第9項（同号に係る部分に限る。）	00190	法規別表十二（一）「20」の欄の金額
	第55条第1項の表の第4号又は第9項（同号に係る部分に限る。）	00191	法規別表十二（一）「20」の欄の金額
金属鉱業等鉱害防止準備金	第55条の5第1項又は第7項	00192	法規別表十二（二）「10」の欄の金額
特定災害防止準備金	第55条の6第1項又は第9項	00193	法規別表十二（三）「24」の欄の金額
	第55条の7第1項又は第7項	00194	法規別表十二（四）「10」の欄の金額
新幹線鉄道大規模改修準備金	第56条第1項又は第10項	00195	法規別表十二（六）「18」の欄の金額
使用済燃料再処理準備金	第57条の3第1項	00196	法規別表十二（七）「13」の欄の金額
原子力発電施設解体準備金	第57条の4第1項	00197	法規別表十二（八）「19」の欄の金額
保険会社等の異常危険準備金	第57条の5第1項又は第12項	00198	法規別表十二（九）「7」の欄の金額（同欄の金額が同表「10」の欄の金額を超える場合には、同表「10」の欄の金額）
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	第57条の6第1項又は第8項	00199	法規別表十二（九）「7」の欄の金額（同欄の金額が同表「10」の欄の金額を超える場合には、同表「10」の欄の金額）
特別修繕準備金	第57条の8第1項又は第10項	00200	法規別表十二（十）「9」の欄の金額（同欄の金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同表「15」の欄の金額）
社会・地域貢献準備金	第57条の9第1項	00201	法規別表十二（十一）「11」の欄の金額
中小企業等の貸倒引当金の特例	第57条の10第3項	00202	法規別表十一（一）（二）「7」の欄の金額
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	第58条第1項又は第9項	00203	法規別表十（二）「16」の欄の金額
	第58条第2項	00204	法規別表十（二）「16」の欄の金額
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	第59条第1項	00205	法規別表十（二）「42」の欄の金額
	第59条第2項	00206	法規別表十（二）「42」の欄の金額

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	第59条の2第1項	00207	法規別表十(三)「19」の欄の金額
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	第60条第1項の表の第1号	00208	法規別表十(一)「9」の欄の金額
沖縄の特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除	第60条第1項の表の第2号	00209	法規別表十(一)「9」の欄の金額
沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除	第60条第1項の表の第3号	00210	法規別表十(一)「12」の欄の金額
商工組合等の留保所得の特別控除	第61条第1項	00211	法規別表十(四)「47」の欄の金額
農業経営基盤強化準備金	第61条の2第1項	00212	法規別表十二(十二)「13」の欄の金額
農用地等を取得した場合の課税の特例	第61条の3第1項	00213	法規別表十二(十二)「29」の欄の金額(同欄の金額が同表「36」の欄の金額を超える場合には、同表「36」の欄の金額)
取用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	第64条第1項又は第8項	00214	法規別表十三(四)「21」の欄の金額(同欄の金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同表「23」の欄の金額)
	第64条の2第1項又は第2項	00215	法規別表十三(四)「25」の欄の金額(同欄の金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同表「27」の欄の金額)
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	第65条第1項又は第5項	00216	法規別表十三(四)「34」の欄の金額(同欄の金額が同表「40」の欄の金額を超える場合には、同表「40」の欄の金額)
取用換地等の場合の所得の特別控除	第65条の2第1項、第2項又は第7項	00217	法規別表十(六)「18」の欄の金額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	法規別表十(六)「33」の欄の金額

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00219	法規別表十(六)「38」の欄の金額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	法規別表十(六)「43」の欄の金額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	法規別表十(六)「48」の欄の金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第1号)	00222	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第2号)	00223	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第3号)	00224	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第4号)	00225	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第5号)	00226	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第6号)	00227	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第7号)	00228	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第8号)	00229	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第9号)	00230	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)

第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第10号）	00231	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第11号）	00232	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第12号）	00233	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第13号）	00234	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第14号）	00235	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第15号）	00236	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第16号）	00237	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第17号）	00238	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第18号）	00239	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第19号）	00240	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額)
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第1号）	00241	法規別表十三(五)「33」の欄の金額(同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額)
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第2号）	00242	法規別表十三(五)「33」の欄の金額(同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額)

第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第3号）	00243	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第4号）	00244	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第5号）	00245	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第6号）	00246	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第7号）	00247	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第8号）	00248	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第9号）	00249	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第10号）	00250	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第11号）	00251	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第12号）	00252	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第13号）	00253	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第14号）	00254	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）

	第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第15号）	00255	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
	第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第16号）	00256	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
	第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第17号）	00257	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
	第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第18号）	00258	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
	第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9（第65条の7第1項の表の第19号）	00259	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	第65条の10第1項又は第4項	00260	法規別表十三(六)「13」の欄の金額（同欄の金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同表「18」の欄の金額）又は同表「20」の欄の金額（同欄の金額が同表「25」の欄の金額を超える場合には、同表「25」の欄の金額）
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例	第65条の11第1項又は第4項	00261	法規別表十三(七)「15」の欄の金額（同欄の金額が同表「21」の欄の金額を超える場合には、同表「21」の欄の金額）又は同表「23」の欄の金額（同欄の金額が同表「29」の欄の金額を超える場合には、同表「29」の欄の金額）
	第65条の12第1項又は第3項	00262	法規別表十三(七)「32」の欄の金額（同欄の金額が同表「39」の欄の金額を超える場合には、同表「39」の欄の金額）
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例	第65条の13第1項又は第4項	00263	法規別表十三(八)「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）又は同表「26」の欄の金額（同欄の金額が同表「32」の欄の金額を超える場合には、同表「32」の欄の金額）
	第65条の14第1項又は第3項	00264	法規別表十三(八)「35」の欄の金額（同欄の金額が同表「42」の欄の金額を超える場合には、同表「42」の欄の金額）

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	第66条第1項又は第4項	00265	法規別表十三(十)「13」の欄の金額(同欄の金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同表「18」の欄の金額)又は同表「20」の欄の金額(同欄の金額が同表「25」の欄の金額を超える場合には、同表「25」の欄の金額)
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	第66条の2第1項又は第7項	00266	法規別表十三(十一)「17」の欄の金額(同欄の金額が同表「21」の欄の金額を超える場合には、同表「21」の欄の金額)
技術研究組合の所得計算の特例	第66条の10第1項	00267	法規別表十三(十二)「5」の欄の金額(同欄の金額が同表「7」の欄の金額を超える場合には、同表「7」の欄の金額)
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	第66条の11第1項	00268	法規別表十(七)「31」の欄の金額
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	第66条の11の2第1項	00269	法規別表十四(二)「26」の欄の金額
	第66条の11の2第2項	00270	法規別表十四(二)「42」の欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額
社会保険診療報酬の所得計算の特例	第67条第1項	00271	法規別表十(七)「6」の欄の金額
特定の医療法人の法人税率の特例	第67条の2第1項	00272	法規別表一(三)「29」の欄の金額
農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	第67条の3第1項	00273	法規別表十(七)「22」の欄の金額
転廃業助成金等に係る課税の特例	第67条の4第1項	00274	法規別表十三(十三)「8」の欄の金額(同欄の金額が同表「7」の欄の金額を超える場合には、同表「7」の欄の金額)
	第67条の4第2項又は第3項	00275	法規別表十三(十三)「13」の欄の金額(同欄の金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同表「15」の欄の金額)

	第67条の4第4項又は第5項	00276	法規別表十三（十三）「17」の欄の金額（同欄の金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同表「18」の欄の金額）
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	第67条の5第1項	00277	法規別表十六（七）「8」の欄の金額
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	第67条の6第1項	00278	法規別表八（一）「40」の欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の同表「43」の欄の金額の合計額
損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例	第67条の7第1項	00279	法規別表八（一）「5」又は「18」の欄の金額
特定目的会社に係る課税の特例	第67条の14第1項	00280	法規別表十（八）「13」の欄の金額
投資法人に係る課税の特例	第67条の15第1項	00281	法規別表十（八）「33」の欄の金額
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	第68条の3の2第1項	00282	法規別表十（九）「8」の欄の金額
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	第68条の3の3第1項	00283	法規別表十（九）「23」の欄の金額

（様式第二 省略）

② ①以外の適用実態調査

①のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、その必要の限度において、税務署長に提出される調書等を利用し、並びに行政機関その他の関係団体に対し資料の提出及び説明を求めることができることとされています（透明化法4②）。

この調査は、財務大臣がそれぞれの租税特別措置の適用実態の把握の必要性に応じて実施するものですが、各租税特別措置に応じた調査方法として、④税務署長に提出される調書その他の資料を利用すること、⑤行政機関その他の租税特別措置の適用に関連する業務

を行う団体に対し資料の提出及び説明を求めることができることとされています。

上記①及び②の適用実態調査（透明化法2①九）により集められた情報を適用実態調査情報といいます（透明化法6①）。

(3) 適用額明細書の提出義務

① 法人税申告書を提出する法人で、法人税関係特別措置の適用を受けようとするものは、法人税関係特別措置について記載した適用額明細書（658ページ参照）を法人税申告書に添付しなければならないこととされています（透明化法3①）。これは、法人税関係特別措置の適用を受ける法人は、適用額明細書の法

人税の確定申告書への添付を義務化しているとともに、確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことを定めています。

なお、その法人税申告書が期限後申告書である場合でも、適用額明細書の添付が必要とされています（透明化法2④四）。

（注） 法人が修正申告をする場合において、法人税関係特別措置の適用額等に異動があるときには、他の明細書と同様、いわゆる修正申告書にも適用額明細書の添付が必要となります（通則法19④）。

この適用額明細書の提出義務がある法人税関係特別措置は、租税特別措置法第3章の規定による租税特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等によるものに限られており、具体的には、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第2条に租税特別措置法の条項番号が定められています。

（参考） 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（抜粋）

（法人税関係特別措置の範囲）

第2条 法第3条第1項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 措置法第42条の3の2の規定
- 二 措置法第42条の4（第11項を除く。）、第42条の4の2（第7項を除く。）、第42条の5（第5項を除く。）、第42条の6（第5項を除く。）、第42条の7（第7項を除く。）、第42条の9（第4項を除く。）、第42条の10（第5項を除く。）、第43条から第48条まで、第52条、第52条の2及び第52条の3（第5項、第6項、第16項、第18項、第19項、第21項、第22項、第24項及び第25項を除く。）の規定
- 三 措置法第55条（第3項から第6項まで、第12項、第13項、第15項から第17項まで、第19項から第21項まで及び第23項から第25項までを除く。）、第55条の5（第2項

から第5項まで、第9項、第11項及び第13項を除く。）、第55条の6（第3項から第7項まで、第11項、第13項及び第15項を除く。）、第55条の7（第2項から第5項まで、第9項、第11項及び第13項を除く。）、第56条（第3項から第7項まで、第12項、第14項及び第16項を除く。）、第57条の3（第2項から第5項まで及び第7項を除く。）、第57条の4（第3項から第7項まで及び第9項を除く。）、第57条の5（第6項から第9項まで及び第14項から第16項までを除く。）、第57条の6（第3項から第6項まで、第10項、第12項及び第14項を除く。）、第57条の8（第3項から第7項まで、第12項、第14項及び第16項を除く。）、第57条の9（第3項から第7項まで、第10項及び第11項を除く。）及び第57条の10第3項の規定

四 措置法第58条（第4項から第7項まで及び第11項から第13項までを除く。）及び第59条の規定

五 措置法第59条の2第1項（同項第1号に掲げる金額が同項第2号に掲げる金額を超える場合に限る。）の規定

六 措置法第60条の規定

七 措置法第61条（第3項を除く。）の規定

八 措置法第61条の2（第2項から第5項まで及び第7項を除く。）及び第61条の3の規定

九 措置法第64条、第64条の2（第9項から第12項までを除く。）、第65条から第65条の5の2まで、第65条の7（第4項及び第12項を除く。）、第65条の8（第9項から第12項まで、第14項及び第15項を除く。）、第65条の9から第65条の11まで、第65条の12（第10項から第13項までを除く。）、第65条の13、第65条の14（第10項から第13項までを除く。）、第66条及び第66条の2の規定

十 措置法第66条の10から第66条の11の2

- まで、第67条から第67条の3まで、第67条の4（第11項を除く。）、第67条の5から第67条の7まで、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項及び第9項並びに第68条の3の3第1項及び第9項の規定
- 十一 措置法第68条の8の規定
- 十二 措置法第68条の9（第11項を除く。）、第68条の9の2（第7項を除く。）、第68条の10（第5項を除く。）、第68条の11（第5項を除く。）、第68条の12（第7項を除く。）、第68条の13（第4項を除く。）、第68条の14（第5項を除く。）、第68条の16、第68条の17、第68条の19から第68条の21まで、第68条の24、第68条の26、第68条の27、第68条の29から第68条の36まで、第68条の38、第68条の40及び第68条の41（第5項、第6項、第16項、第18項、第19項、第21項、第22項、第24項及び第25項を除く。）の規定
- 十三 措置法第68条の43（第3項、第4項、第11項、第13項、第14項、第16項、第17項、第19項及び第20項を除く。）、第68条の44（第2項及び第3項を除く。）、第68条の45（第3項から第5項まで、第10項、第12項及び第14項を除く。）、第68条の46（第2項及び第3項を除く。）、第68条の48（第3項から第5項まで、第11項、第13項及び第15項を除く。）、第68条の53（第2項及び第3項を除く。）、第68条の54（第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第68条の55（第6項から第9項まで及び第15項から第17項までを除く。）、第68条の56（第3項から第6項まで、第13項及び第15項を除く。）、第68条の58（第3項から第5項まで、第11項、第13項及び第15項を除く。）、第68条の58の2（第3項から第5項まで、第8項及び第9項を除く。）及び第68条の59第3項の規定
- 十四 措置法第68条の61（第4項、第5項及び第10項から第12項までを除く。）及び第68条の62の規定
- 十五 措置法第68条の62の2第1項（同項第1号に掲げる金額が同項第2号に掲げる金額を超える場合に限る。）の規定
- 十六 措置法第68条の63の規定
- 十七 措置法第68条の64（第2項、第3項、第6項及び第7項を除く。）及び第68条の65の規定
- 十八 措置法第68条の70、第68条の71（第10項から第13項までを除く。）、第68条の72から第68条の76の2まで、第68条の78（第4項及び第12項を除く。）、第68条の79（第10項から第13項まで、第15項及び第16項を除く。）、第68条の80から第68条の82まで、第68条の83（第11項から第14項までを除く。）、第68条の84、第68条の85（第11項から第14項までを除く。）、第68条の85の3及び第68条の85の4の規定
- 十九 措置法第68条の94から第68条の96まで、第68条の99から第68条の101まで、第68条の102（第12項を除く。）及び第68条の102の2から第68条の104までの規定
- つまり、交際費等の損金不算入（措法61の4）や用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（措法62）のほか、連結納税の承認が取り消された場合の法人税額の加算（措法42の5⑤等）、特定資産の譲渡に伴い設けられた特別勘定の取崩し（措法65の8⑫等）等といった法人税の負担を増加させる措置を除いて定められています。
- ② ①の適用額明細書を添付せず、又は虚偽の記載をした適用額明細書を添付して法人税申告書を提出した法人については、その法人税申告書に係る事業年度において適用を受けようとする法人税関係特別措置の適用はないものとされます（透明化法3②）。ただし、そ

の適用額明細書の添付がない法人税申告書又はその適用額明細書の記載に虚偽がある法人税申告書の提出があった場合においても、その後誤りのない適用額明細書の提出があったときは、故意に不添付又は虚偽記載をしたと認められる場合を除いて、その適用額明細書に係る法人税関係特別措置を適用することができることとされています（透明化法3③）。

法人税関係特別措置につきその適用実態を正しく把握するためには、誤りのない適用額明細書の提出について法的な担保措置を講ずる必要があります。そこで、適用額明細書の添付をその法人が適用を受けようとする法人税関係特別措置の適用要件とすることで、法的に担保しているものです。一方で、単なる転記誤り等の意図しないミスなども考慮し、不添付や虚偽記載が故意のものであると認められない限りにおいては、正しい適用額明細書の提出があれば、法人税関係特別措置の適用ができるというものです。

なお、適用額明細書の添付が法人税関係特別措置の適用要件を構成することから、適用額明細書に関する税務調査は、法人税法に規定する質問検査権（法法153）に基づき行われるため、租特透明化法には、適用額明細書に関する質問検査権の規定が設けられていません。

(4) 報告書の作成と国会への提出

財務大臣は、毎会計年度、適用実態調査を実施した租税特別措置について、次の事項を記載した報告書を作成することとされています（透明化法5①）。

① 租税特別措置ごとの適用者数及び適用総額
適用総額は、適用額として調査したものの総額です。

② 法人税関係特別措置ごとの高額適用額
高額適用額は、適用額明細書に記載された各法人税関係特別措置の適用額のうち、大き

いものから上位10位のもの、すなわち、法人税関係特別措置ごとの適用額が大きい上位10社のその適用額をいいます。ただし、報告書には、その高額適用額が記載されている適用額明細書を提出した法人として、その名称の代わりに報告書用のコードが記載され、同一の法人については、他の法人税関係特別措置においても同一のコードで表されることとなっています（透明化規則5④）。

また、同順位に多数の法人がいる場合には、第一順位から10社以上となる順位までの各適用額（第一順位で10社以上となる場合は第一順位の適用額）とされ、適用者数が10社に満たない場合には、その全順位の各適用額とされています（透明化規則5②③）。

③ 租税特別措置の適用を受けた納税者の分布状況その他の租税特別措置の適用の状況の透明化を図るために必要な事項

具体的には、法人税関係特別措置ごとの業種別、資本金階級別若しくは所得階級別又はこれらを組み合わせた区分別の適用者数及び適用総額のことです。このため、上記(2)①の適用実態調査において、こうした区分別の集計をすることとされています（透明化規則4②、5①）。

このように、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を把握し、透明化を図るために、毎会計年度、報告書を作成しなければなりません。この報告書は適用実態調査の結果に関するものですので、適用実態調査を実施した租税特別措置のみが対象となります。すなわち、法人税関係特別措置については、毎会計年度調査が行われることから、報告書が作成されますが、それ以外の租税特別措置については、上記(2)②の調査が必要に応じて実施されるため、実施されたときにその結果について報告書が作成されることとなります。

また、法人税関係特別措置についての適用実態調査は、法人の納付する法人税額の帰属会計

年度を考慮して、4月1日から翌年3月31日までの間に終了する事業年度につき提出される適用額明細書を記載された事項を集計することとされており（透明化規則4①）、これにより集計された事項について報告書に記載されることとなります（透明化規則5①）。

内閣は、このようにして作成された報告書を国会に提出しなければならないこととされており、その作成した会計年度に開会される国会の常会に提出することが常例とされています（透明化法5②）。

ここで、国会の常会とは、いわゆる通常国会のことですので、通常、この報告書は毎年1月に開会される国会に提出され、公表されることとなります。

(5) 適用実態調査情報の提供等

行政機関の長や総務大臣は、租税特別措置について政策評価を行うため必要があるときは、適用実態調査情報の提供を求めることができることとされています（透明化法6①）。財務大臣は、本来、適用実態調査の目的以外の目的のために適用実態調査情報を自ら利用し、又は提供してはならないこととされています（透明化法8①）が、この利用制限の例外として、上記の求めに対し、正当な理由がない限り、適用実態調査情報を提供しなければならないこととされています（透明化法6②）。

これは、租税特別措置の関係府省がその租税特別措置について、その適用実態調査情報を利用して政策評価法に基づく事後評価を行い、租税特別措置の適宜、適切な見直しを行っていくことが租特透明化法の目的の一つであるからです。

また、財務大臣及び適用実態調査情報の提供を受けた行政機関の長又は総務大臣は、適用実態調査情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないとされています（透明化法7）。これは、適用実態調査情報について、

秘密の保護及び納税者の適用実態調査に対する信頼性の確保の観点から、その管理についても慎重な対応を求めるものであり、具体的には、適用実態調査情報の漏洩、滅失、盗難等を防止するための所要の措置として、施錠などの物理的保護措置、暗号化などの技術的保護措置又は管理規程や研修などの組織的保護措置が求められています。

加えて、適用実態調査情報の提供を受けた行政機関の長や総務大臣は、その提供を受けた目的以外の目的のために、その適用実態調査情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされています（透明化法8②）。

さらに、適用実態調査情報は、そのほとんどが各納税者の税務情報ですので、信頼ある税務行政の円滑な運営を確保するために、その取扱い従事者について守秘義務が課せられ（透明化法9）、これに違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者には、税法で定める守秘義務違反と同等の2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科されることとなっています（透明化法12）。

4 施行・適用関係

この法律は、平成22年4月1日から施行されますが、上記3(4)については、平成24年4月1日から施行されます（透明化法附則1ただし書）。

これにより、報告書の作成と国会への提出は、平成24年4月1日から財務大臣及び内閣に義務付けられ、報告書は、実質的に平成25年1月に開会される国会の常会に提出されることが予定されています。

また、上記3(2)①については、平成23年4月1日以後に終了する事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置について適用し、上記3(3)については、平成23年4月1日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用することとされています（透明化法附則2）。

すなわち、平成23年4月1日以後に終了する事

業年度又は連結事業年度に係る法人税申告書を提出する場合において、その事業年度又は連結事業年度において法人税関係特別措置の適用を受けるときは、その法人は法人税申告書に適用額明細書を添付しなければならず、財務大臣(国税庁長官)

はこの適用額明細書に基づく適用実態調査を実施しなければならないこととなります。

これは、法人への周知期間やシステムその他の準備期間を確保した上で、最も早期に適用実態調査を実施することとされたものです。